

非常災害・交通機関の運休時の取扱いについて

教務部

下記の臨時の措置を取る場合がありますので注意してください。

- 1 午前6時の段階で、次のいずれかに該当する場合は、生徒は自宅待機とする。
 - (1) 綾部市にレベル5等の特別警報（波浪・高潮特別警報は除く）が発表されている場合
 - (2) 綾部市にレベル4危険警報（高潮危険警報は除く）が発表されている場合
 - (3) 綾部市に次のレベル3等の警報が発表されている場合
＜大雨警報、河川氾濫警報、土砂災害警報、暴風警報、暴風雪警報＞
 - (4) JR綾部駅を通過する列車が全線運休している場合

（注）警報の発表区域に「綾部市」が含まれていることを必ず確認すること。
（注）JR綾部駅を通過する全線とは、舞鶴線と山陰本線である。
- 2 午前10時までに、上記1(1)～(4)の該当項目について解除もしくは運行された場合、授業を午後より再開するため、13時15分までに登校すること。
- 3 午前10時以降も1(1)～(4)のいずれかが続いている場合は臨時休業とする。
- 4 在住する地域にレベル5等の特別警報・レベル4危険警報・レベル3等の警報（大雨警報、河川氾濫警報、土砂災害警報、暴風警報、暴風雪警報）が発表された場合、もしくは通学に利用しているJR等公共交通機関が運休している場合は、1～2の規定に準じる。該当生徒は、忌引等（出席を要しない日）扱いとする。
- 5 臨時休業の場合は、後日その回復処置を講じる。
- 6 公共交通機関には遅延が考えられるため、時間の余裕をもって通学すること。
- 7 その他、非常災害などが発生した場合は、校長の判断により自宅待機とする。

※JRおでかけネット（北近畿地区）や気象庁の警報・注意報情報を確認してください。